

熊本県立〇〇高等学校〇〇〇会則

[総則]

第1条 本会は熊本県立〇〇〇高等学校〇〇〇と称し、事務所を同校内に置く。

第2条 本会は生徒の保護者と本校職員とをもって組織する。

第3条 本会は学校と家庭との連携を図り、その教育活動を後援することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育的環境の整備
- (2) 家庭・学校および社会における生徒の福祉増進
- (3) 功労者に対する謝恩と慶弔慰問
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会は学校行政ならびに学校の教育諸方針に対しては容喙しない。

[役員、評議委員]

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名・副会長2～4名・監査委員2名(以上執行部役員)。
- (2) 各学年評議委員長3名・広報委員長・生活安全委員長・部活動委員長・進路支援委員長。
- (3) 常任顧問・幹事(副校長、審議員、教頭、主幹教諭および職員若干名)。

第7条 保護者側会員および職員側会員を代表して、評議委員を次のとおり置く。

- (1) 保護者側評議委員は各学年評議委員長3名および各学年評議委員(各学級2名以上、ただし議決権を有するのは2名)。
- (2) 職員側評議委員は総務部長・教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・保健主事・図書部長・教育相談部長・各学年主任の10名。

第8条 本会に常任顧問1名と顧問若干名を置く。

常任顧問は校長をもってこれにあて、顧問は直近3代会長とする。ただし、役員会において推薦されたもの若干名を増員することができる。顧問は会長が委嘱し、重要事項について会長の諮問に応じる。

第9条 本会に役員推薦委員会を置く。

委員会は顧問、常任顧問、執行部役員(被推薦資格者を除く)で組織し、会長・副会長・監査委員・学年評議委員長・広報委員長・生活安全委員長・部活動委員長・および進路支援委員長を推薦する。

第10条 役員、評議委員は次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、監査委員、各学年評議委員長、広報委員長、生活安全委員長、部活動委員長および進路支援委員長は、役員推薦委員会の推薦により、評議委員会において決定する。
- (2) 各学年評議委員は学級ごとに互選とする。
- (3) 幹事は会長が委嘱する。

第11条 役員、評議委員の任期は定期総会から次年度の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。

第12条 役員、評議委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 監査委員は会計を監査し、総会においてその報告をする。
- (4) 学年評議委員長は各学年の評議委員を代表する。
- (5) 広報委員長は広報委員を代表する。
- (6) 生活安全委員長は生活安全委員を代表する。
- (7) 部活動委員長は部活動委員を代表する。
- (8) 進路支援委員長は進路支援委員を代表する。
- (9) 幹事は本会に関する一般事務にあたる。
- (10) 評議委員は本会に関する重要な事項を評議する。

[総会、役員会、委員会]

第13条 総会、役員会は次のとおりとする。

- (1) 定期総会は年1回これを開き、臨時総会は必要に応じてその都度これを開く。総会は会員の過半数の出席

で成立する。ただし、委任状を認める。議決は出席者の過半数の賛成によるものとする。

役員会および評議委員会、各学年評議委員会は随時にこれを開くこととする。

(2)また、総会の開催が困難な特段の事情が生じた場合は、役員会の承認により、議決権行使書面による議決、書面決議による議決及びウェブ等の電子情報システムを利用した議決を利用して総会を開くことができる。ただし各議決に要する事項は別に役員会で決定する。

第14条 本会に生活安全委員会、広報委員会、部活動委員会および進路支援委員会を置く。委員は会員の中から会長がこれを委嘱する。なお、今後必要に応じて委員会をつくることができる。

[会計]

第15条 本会の会費等については次のとおりとする。

(1)本会の会費は、毎年度予算の定めるところに従って納入する。

(2)新入会員は入会金として定められた額を納入する。

(3)特別の事情がある会員については役員会の承認を得て、会費ならびに入会金を免除することができる。

第16条 本会の会計等については次のとおりとする。

(1)本会の事業、予算および決算は、評議委員会の評議を経てこれを総会に付議し、承認を求める。

(2)会長は、定期総会の開催前及び総会の開催が困難な特段の事情が生じる等により予算が成立しない期間においては、前年度予算と同額の範囲内において、通常の事業を執行するために必要な経費に限り収支することができる。ただし、この収支については、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計事務処理は夔長に一任する。

[会則の改正]

第18条 本会会則の改正は総会の議決による。

昭和27年5月一部改正	昭和37年5月一部改正	昭和44年5月一部改正	昭和52年5月一部改正
昭和63年5月一部改正	平成12年5月一部改正	平成14年5月一部改正	平成16年5月一部改正
平成21年5月一部改正	平成22年5月一部改正	平成24年5月一部改正	平成26年5月一部改正
平成30年5月一部改正	令和2年5月一部改正		

同心会組織図

